

品川区告示第339号

下記の者5名に対して、地方税法第331条および国税徴収法第54条の規定に基づく通知を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

氏名	小林慶五
	近松栄真
	萩原美幸
	新屋敷愛
	BLOYET USAGE KAZAKOVA BLOYER YAROSLAVA

令和8年 6月30日

品川区長 森澤 恭子